

効果的・効率的な開示のあり方、検討開始

—金融審議会ディスクロージャーWG

去る2015年11月10日、金融審議会は第1回ディスクロージャーワーキング・グループ(座長・神田秀樹・東京大学大学院法学政治学研究科教授)(以下、「WG」という)を開催した。

WGは、「日本再興戦略」改訂2015において、「統合的開示に向けた検討等」を行い、今年度中に結論を得ることとされたことを受けたもの。

今回は、開示制度をめぐる課題とそれぞれの課題に関する制度等の概要についての事務局説明のあと、意見交換が行われた。開示制度をめぐる課題は次の3点が挙げられており、各開示書類の重複項目の簡素化や、電子開示の利用も含めた株主総会へ向けての対話・総会日集中の緩和、金商法・会社法監査の一元化、四半期開示の一本化、統合報告による非財務情報の開示などが論点になると思われる。

- ① 金商法・会社法・取引所規則による開示
- ・金商法・会社法・取引所規則による開示内容の整理
- ・金商法・会社法・取引所規則による開示の日程・手続等

- ② 非財務情報の開示
 - ・ガバナンスや中期計画その他の非財務情報の開示について等
- ③ その他

開示制度を整理し調整することについては、おおむね賛成する意見が聞かれた。ただし、「開示の後退にならないように」、「各制度には異なった目的と役割がある。ある程度の差異は

修正国際基準の制度化等に係る会社計算規則等の改正案、公表

—法務省

去る11月6日、法務省は「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」を公表した。

改正案の概要は次のとおり。**会社計算規則の改正**

本年6月30日にASBJから「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準)によって構成される会計基準」が公表され、また、9月4日に金融庁から連結財務諸

当然、「電子開示は個人株主にあってデメリットとなり得る」といった声もある。非財務情報の開示については、「海外の企業と比べて物足りないと思うのは、非財務情報」、「各企業の事情に合わせた対応が重要。できるだけ企業の工夫に委ねる形がよい」、「重要度が高まっている。比較可能性という観点も必要」などの声が聞かれた。

また、「そもそもその目的である『建設的な対話』の認識が個々で異なるように思う。そこを明らかにしないと、議論が1つの方向を向かない」との指摘も聞かれている。

表規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、修正国際基準の制度化が行われている。これらを受け、連結財務諸表規則94条の規定により修正国際基準を適用できるものとされた株式会社について、修正国際基準に従って連結計算書類を作成することができる旨の規定が追加される。

会社法施行規則の改正
本年5月1日に施行された改

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
12月10日(木)まで	① 源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付(11月分)	① 源泉徴収所得税は所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額表による。
本年最後の給与支給日の前日まで	② 給与所得の年末調整	② 受給者から保険料控除・住宅取得控除等の申告書の提出を受け、給与の支払者を経由して受給者の所轄税務署長に提出する。
平成28年1月4日(月)まで(平成27年末期限のもの)	③ 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成27年10月期) 法人税、地方法人税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税、消費税 ④ 法人税の申告期限延長承認法人の確定申告 1 1月延長(平成27年9月期) 2 2月延長(平成27年8月期) ⑤ 消費税課税期間特例選択法人の消費税確定申告 1 1月ごと(平成27年10月期) 3 1月ごと(1、4、7、10月期) ⑥ 法人の中間申告納付(4月期) 法人税、地方法人税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税、消費税 ⑦ 消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超 1 1月ごと(10月期を除く) 3 1月ごと(1、4、7月期)	③～⑦ 法人の事業年度(課税期間)終了日は各月末日とする。 ④ 申告期限延長期間にも利子税が課されるので、事業年度終了後2カ月以内に法人税額の見込納付を行う(通則法64①)。 ⑤ 消費税課税期間特例選択法人の変更届の提出期限は、変更後の課税期間開始日の前日までである。 ⑥ 法人税の中間申告納付は、直前期年税額10万円超の場合 ⑦ 消費税の中間申告納付は直前期年税額24万円超の場合。ただし、この金額以下の場合でも中間納付を選択できる。
12月中の市町村条例で定める日まで	⑧ 固定資産税(都市計画税)の第3期分納付	

正会社法に伴い、追加的に主に次のような改正が行われる。

(1) 社外役員・社外取締役候補者の要件

会社法施行規則2条3項5号口(2)(社外役員要件)、同項7号口(2)(社外取締役候補者の要件)について、会社法399条の13第5項の社外取締役であること、同項の社外取締役であるものとする予定があることが追加される。

(2) 株主総会参考書類の記載事項

会社法施行規則73条1項3号(株主総会参考書類の記載事項)について、監査等委員が議案につき会社法399条の5(監査等委員の株主総会に対する報告義務)

論点把握のための文書案、審議

IASB、収益認識専門委

去る11月4日、企業会計基準委員会は第60回収益認識専門委員会を開催した。

今回より、IFRS15号適用上の論点把握のための文書の公表に向けて、文案の審議が行われる。文書の構成は次のとおり。

(1) 収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集(日本基準もしくはわが国における実務との簡略的

務)の規定により株主総会に報告をすべきときは、その報告の内容の概要を記載することが追加される。

コメント期限・適用関係

改正案へのコメント提出期限は本年12月6日まで。

公布の日から施行される予定であるが、経過措置が設けられており、前記の会社法計算規則の改正は平成28年3月31日以後に終了する連結会計年度に係る連結計算書類から適用される。また、前記の会社法施行規則の改正については、施行日前に招集の手続が開始された株主総会等に係る参考書類には、改正前の規定が適用となる予定。

会計

な比較を含む)

(2) IFRS15号に関して予備的に識別している適用上の課題(IFRS15号の概要を含む)

収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集

(1)には、本文書公表の経緯や収益認識に関する包括的な会計基準を開発することの意義、今後の予定、開発する会計基準の

今年、発生した東芝における不適切会計事件は多方面で大きな話題を呼び、また多くの教訓を示すことになった。これから数回に分けて、その教訓を示していきたい。

東芝は、1962年に米国でADR(米国預託証券)を発行してSECに登録したが、1978年にSECへの登録を解除した。しかし、その後も米国会計基準を適用した連結財務諸表を有価証券報告書に含め、開示している。現在は内閣府令により有価証券報告書に(日本の会計基準ではなく)米国会計基準の連結財務諸表を含めて開示することができる会社は、「SECに登録している会社」のみではなく、「SECに登録していない会社」もあるのである。

SECへの登録を解除すると、今までSECに提出していた年次報告書(様式20-F)の提出はしなくてもよく、同時にSECの監督下にはなくなり、SECからのさまざまな要求・制約などから解放される。

SECに登録(多くの場合には米国でADRを上場していることを示す)すると、米国会計基準(またはIFRS)を適用した連結財務諸表をSECに提出すること以外に、年次報告書(様式20-F)で多くの開示を要

求される。一部の開示は、日本の有価証券報告書でも開示が要求されるが、様式20-Fでのみ開示が要求される事項もある。たとえば、様式20-Fでは、監査委員会または監査役会に最低限1人の会計の専門家(financial expert)を参加させることを要求している。

東芝は委員会制度を採用しているが、監査委員会のメンバーには会計の専門家(公認会計士や監査部門の経験のある



能力の評価を行うことにある。だが、会計に関する知識なしには、会計監査人と適切なコミュニケーションはとれず、監査委員会としての主たる任務を果たせない。したがって、東芝の監査委員会に会計の専門家がいなかったことは、形式だけの監査委員会と指摘されても致しかたない。

教訓として、有価証券報告書に米国会計基準を適用した連結財務諸表を含めている会社でSEC登録を行っていない会社は、SECの管轄下にはないため、監査役会や監査委員会に会計専門家が含まれていない可能性があることを忘れてはいけない。現在は、日本の監査役会に必ず会計専門家が含まれている保証はない。ただし、2015年6月から導入されたコーポレートガバナンス・コードの原則4-11では、「監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有しているものが1名以上選任されるべきである。」とされ、今後は当該監査役の有無をチェックすることは簡単になるだろう。いずれにしろ、監査役会や監査委員会には、適切な会計専門家がいることが重要である。

長谷川 茂男(中央大学専門職大学院特任教授)

内容等、適用上の課題の分析とともに、おおむね次のような質問項目が設けられている。

質問1 IFRS 15号を踏まえた基準開発に向けた検討を進めていることについて
質問2 (2)における論点の識別および課題の分析の内容について、適切かどうかについて
質問3 (2)に記載している論点以外の適用上の課題を識別している場合、当該内容の記載
質問4 今後開発する会計基準についてどの程度、内容や文言でIFRS 15号と整合性を図るべきか等について
質問5 その他、収益認識に関する包括的な会計基準の開発について

IFRS第15号に関して予備的に識別している適用上の課題

(2)では、IFRS 15号の内容をわが国の収益認識に関する包括的な会計基準に取り入れた場合の適用上の論点の識別、課題の分析が行われている。論点は、全部で18識別されており、IFRS 15号適用における5つのステップごとに記載されている。この論点および分析をもとに(1)の質問2、3に答えるようになってきている。

「合理的な説明」について議論紛糾—ASBJ

去る11月6日、企業会計基準委員会は第323回企業会計基準委員会を開催した。

収益認識

第60回収益認識専門委員会での審議(今号本欄参照)を踏まえ、論点把握のための文書の検討が行われた。当該文書案では、「IFRS 15号の強制適用日(2018年1月1日以後開始事業年度に適用が可能となることを当面の目標としている)旨が記載されている。」

税効果会計

第27回税効果会計専門委員会(「27回専門委」)での議論(2015年11月20日号(No.1430)情報フラッシュ参照)を踏まえ、公開草案に対するコメントへの対応等が審議された。

(1) 各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱い

27回専門委における提案案1(と、27回専門委での意見を踏まえた提案案2)の2つが事務局から示された。案2では、繰延税金資産の計上額を踏まえて分類する方法を明記することの弊害を懸念する声等を受け、16項は修正せず、公開草案どおりとすることが提案されていた。

回収可能性に関する適用指針の修正案、示される

ASBJ、税効果会計専門委

去る11月12日、企業会計基準委員会は第28回税効果会計専門委員会を開催した。

合理的な説明に関する取扱い

適用指針案の「合理的な説明」(たとえば、分類2に関する21項等)が反証規定である意図を明確にするため、これを「反証」や、「合理的な根拠によつて裏付けられる」の文言に置き換えることが事務局より提案されていた。しかし、同文言の違いがわかりづらいなどの意見を踏まえ、事務局は新たに「企業が合理的な根拠をもつて説明する場合」と置き換えることを提案した。

各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱い

前回(2015年11月20日号(No.1430)情報フラッシュ参照)の議論では適用指針案16項の「各分類の要件からの乖離度が最も小さいと判断されるもの」を明確にするため、事務局より同16項の追加が提案されていた。しかし、審議の過程で聞かれた、計上額を踏まえて分類する方法を明記することでの弊害への懸念や、計上額を踏まえて分類する必要性が乏しいという意見に鑑み、事務局より適用指針案どおりとすることが改めて提案された。

適用初年度の期首の影響額の取扱い

適用初年度の期首の影響額を利益剰余金とするか、損益とするかでは意見が分かれている。この点、事務局より適用指針案49項を見直した対応案が再度提示されたが、前回同様、賛否両論の意見が聞かれた。事務局は引き続き、企業会計基準委員会での議論を深めるとのことである。

IFRS適用課題対応専門委員会、初開催

— ASBJ、IFRS適用課題対応専門委

去る11月10日、企業会計基準委員会は第1回IFRS適用課題対応専門委員会を開催した。同委員会は、2015年8月26日開催の第318回企業会計基準委員会を設置することとされたものである。

取り上げる議題

事務局では専門委員会を取り上げるべき議題について、時間の制約を踏まえつつ、IASB等が公表する次に該当するものを優先的に抽出している。

- ・アジェンダ却下通知案が公表されるもの(コメント期間: 60日)
- ・個別基準に関する限定的修正、年次改善プロセスによる基準の修正、解釈指針(案)に関する公開草案が公表されるもの(コメント期間: 通常、90日から120日)

今回の議題

今回の検討事項は次のとおり。

- (1) アジェンダ却下通知(案)
 - ① IAS32号「金融商品」表示の適用に関する論点

● 共同支配事業が事業を構成する場合における、IFRS11号の適用に関する論点

- ② IFRS5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業の適用に関する論点」
- ③ IAS39号「金融商品」認識及び測定からIFRS9号「金融商品」への移行に関する論点
- ④ 市場金利がマイナスとなっている場合における、IAS39号の適用に関する論点
- ⑤ 共同支配事業が事業を構成しない場合における、IFRS11号「共同支配の取決め」の適用に関する論点

このうち、(1)①のみコメントレターを送付することが事務局より提案された。具体的には、銀行の財務諸表における当該銀行が発行したプリペイドカードに係る負債の分類等に関するアジェンダ却下通知(案)が、発行者の範囲を当初検討が要請されていた「銀行」から「企業一般」に拡大していることにつき、「銀行」に限定すべきとするもの。これに対して専門委員からは、限定すべきでないとの反対意見が大半を占めた。

なお、専門委員会の開催は今後2か月ごと(IFRS-IC開催の1か月後を目途)を予定。

実務対応レベルの新規テーマ、検討

— FASB、基準諮問会議

去る11月12日、公益財団法人財務会計基準機構内に設置されている基準諮問会議は、第25回基準諮問会議を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

前回までのテーマ

前回までに提案されていた実務対応レベルのテーマ「公共施設等運営権に係る会計上の取扱い」については、取引金額が多額にな

として、次の3つが示された。

- ① 確定給付企業年金の新たなしくみである「リスク分担型DB(仮称)」に係る会計上の取扱いについて
- ② 親会社が日本基準、国内子会社(IFRS)を適用している場合の連結財務諸表作成における国内子会社の取扱いの明確化
- ③ 会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」における当座貸越契約および貸出コミットメントに関する規定の改正

①については、一定のニーズがあり、緊急性が高いものであるとされたうえで、通常であれば実務対応専門委員会に評価を依頼

された。②については、実務対応専門委員会に評価を依頼することとなった。

③については、実務対応専門委員会に評価を依頼することとなった。

円安はじまじままで進むのか

財務省は11月10日、2015年度上期(4-9月期)の国際収支を発表した。経常収支は8兆6、938億円の黒字となり、前年同期比で6兆6、930億円の黒字幅拡大となった。これは貿易収支が4、197億円の赤字で、前年同期比4兆369億円の赤字幅縮小となったことが主な要因だった。

商品別で見ると、原油・粗油の輸入が数量ベースでは増加したものの、金額ベースで2兆2、308億

し、次回以降の基準諮問会議で検討を行うこととなることを、今回の基準諮問会議においてASBJの新規テーマとして提言することが提案された。検討の結果、ASBJに新規テーマとして提言することとなった。

②については、実務対応報告18号に関する取扱いの見直しの要望であるため、ASBJにおいて今後予定されている当実務対応報告の見直しのなかに本テーマの検討を含めることを依頼することとされた。

③については、実務対応専門委員会に評価を依頼することとなった。

なお、今回は会計基準レベルの新規テーマの提案はなされなかった。

円減少したことが大きい。また輸出も自動車や半導体部品などで、1兆8、666億円増加したことも寄与した。総じて、原油の国際価格が1年前に比べて大きく下落したため、経常収支の黒字幅拡大につながったといえる。

この結果、経常収支は東日本大震災後に原油の輸入が増加し、時赤字になったものの、今年度上期で東日本大震災以前の2010年水準まで回復し

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2015年 11月10日	改定版「監査委員会監査報告のひな型」および「監査等委員会監査報告のひな型」	日本監査 役協会	会社法および関係法務省令の改正を踏まえて、見直しを行ったうえで所要の改定が行われたもの、もしくは取りまとめられたもの。 http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-343.html	—
	「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」		適切な監査の確保に向け、監査役もしくは監査役会、監査委員会、監査等委員会が会計監査人を評価および選定するに際し留意すべき点を、指針として提供するもの。 http://www.kansa.or.jp/support/el001_151110_1_1aa.pdf	—
2015年 11月12日	ASBJショート・ペーパー・シリーズ第2号「概念フレームワークにおける認識規準」	ASBJ	IFRSの「財務報告に関する概念フレームワーク」における認識規準に関する国際的な議論に寄与するために作成されたもの。 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/discussion/comments20151112.shtml	—
2015年 11月13日	開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームによる報告「開示・監査制度の在り方に関する提言—会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察—」	JICPA	CGコードの適用や「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」(経済産業省)等を踏まえ、会社法と金融商品取引法による開示・監査制度の一元化に向けた検討を取りまとめたもの。 http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/files/5-0-0-2a-20151113.pdf	—

世界の政治、経済問題は小康状態

証券

たことになる。ただ当時と異なるのは、貿易収支が現時点でも赤字であることだ。貿易収支は2010年度同期比で4兆7,000億円の黒字だった。その分を今回埋め合わせているのが、昭和60年以降で最高となった第一次所得収支10兆8,342億円の黒字である。これは、対外金融債権・債務から生じる利子・配当金等の収支を示しており、その性質上、短期間で大きく増減することは想定しづらく、実際過去20年間をみても漸増している。

目先は、日本国内の景気の急回復は見込みにくく、原油価格も需給要因から、当面は本格的な反発局面は予想されない。そのため貿易収支の黒字転換とその後には緩やかな黒字幅拡大が想定される。

また資本収支は、それほど赤字拡大圧力は強くないだろう。その理由は、市場が米FRBの年内利上げを織り込みに行っているため円安・ドル高に動いているものの、一方で目先はECB(欧州中央銀行)の追加金融緩和が視野に入っているなかで日銀は政策を打ち出せない状況があるからだ。したがって、当面円安の持続的な進行はなく限定的な動きとなりそうだ。

2015年に世界で表面化した政治・経済問題の多くは、改善解決が来年以降に持ち越されそうである。年末には、問題が小康状態にあることを意味する。それを反映してか、世界の株式市場は、平穏に推移している。すなわち、世界の株価は夏場の同時株安からの回復過程にあるといえる。しかし、上昇軌道に乗ったとまではいえず、上向きの一進一退といったところか。そのなかで、日本株には相対的な強さが感じられる。結果、郵政3社の株式市場はスムーズに行われた。それに対し、アメリカ市場は懸案の利上げ問題が落ち着いたためか、株価の動きが他の国に比べて弱い。

シリアの内戦は泥沼化しつつあるようで憂鬱であるが、長年、懸念だったミャンマーの政治情勢が大きく前進したことは喜ばしい。総選挙で野党が圧倒的勝利を収めたため、政権交代が実現し、経済自由化の推進に拍車がかかることが確実になってきた。ミャンマーが、アジア経済の有力

メンバーになることは、株式市場にとっても無縁ではない。

注目の9月中間決算はサブライズらしきものもなく、今年度の収益見通しは小幅な下方修正という事前の予想範囲にとどまった。中国経済減速の影響を受けた業界は多いが、中核産業の自動車は中国以外の海外市場が悪くなく、年間の収益見通しが上方修正された企業も多かった。ただ、鉄鋼、海運などは中国経済減速の影響をもろに受け、収益見通しは大幅な下方修正となった。いずれにせよ、9月中旬決算の株価への影響は極めて限定的だった。

これから実体経済の悪化を告げる統計数字が出てくることは確実だが、そのときは金融政策に焦点が移り、よほどサブプライムの数字でない限り、株価への影響は限られよう。

もちろん、年末に向けて最大の株価材料はアメリカの利上げ問題である。12月実施説が強まってきたが、これからの実体経済の数字次第であり、なお流動的である。それだけに思惑が働きやすい。

日本の株価にとつては、アメリカの利上げで為替相場がどう動くかという問題が重要である。それ次第で、他国以上の株高になるか、逆に株安になるか、双方の可能性がある。